相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市屋島東町二〇六番地、最後の住所香川県高松市屋島東町二〇六番地

被相続人　亡　大石八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月七日

香川県高松市紺屋町五番地二

相続財産管理人　弁護士　西山　司朗

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十月七日

一、墳墓等所在地　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四―五八　長峰霊園

一、墳墓等の名称　㈠墓域一二―へ―一二梅田家之墓外供養塔一基、㈡墓域一二―イ―二四先祖代々墓、㈢墓域一―西―二大東家之墓、㈣墓域一―ツ―五小脇家先祖代々之墓、㈤墓域一―タ―九⑴古瀬家之墓、㈥墓域一―レ―五不詳、㈦墓域一―ヘ―三田中家之墓、㈧墓域三―ト―七不詳、㈨墓域六―ホ―二村上家之墓、㈩墓域六―ル―七山本家之墓、㈠㈠七―ケ―八釋宗善、㈠㈡墓域七―ハ―六⑵不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県神戸市灘区大石字長峰山四―五八　一般財団法人灘十三大字連合協議会　理事長　富田　照三

（仮称）姉崎火力発電所新1～3号機建設計画計画段階環境配慮書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　株式会社ＪＥＲＡ

代表者　代表取締役社長　垣見　祐二

所在地　東京都中央区日本橋二丁目7番1号

二、第一種事業の名称

（仮称）姉崎火力発電所新1～3号機建設計画

三、第一種事業により設置されることとなる発電所の原動力の種類及び出力

種類　ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

出力　約百九十五万キロワット

四、第一種事業実施想定区域

千葉県市原市姉崎海岸三番地

五、配慮書の縦覧及び公表の方法並びに期間

⑴　縦覧場所及び時間

①　千葉県環境生活部環境政策課（千葉市中央区市場町一―一）

以上は、午前九時～午後五時

②　市原市環境部環境管理課（市原市国分寺台中央一―一―一）

市原市姉崎支所（市原市姉崎二一五〇―一）

市原市有秋支所（市原市有秋台西一―三―二）

以上は、午前八時三〇分～午後五時十五分

③　袖ケ浦市市政情報室（袖ケ浦市坂戸市場一―一）

以上は、午前九時～午後五時

⑵　縦覧期間

平成二十八年十月七日（金）から

平成二十八年十一月七日（月）まで

（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）

⑶　インターネットによる公表

当社ホームページ

（URL）http://www.jera.co.jp/

平成二十八年十月七日（金）から

平成二十八年十一月七日（月）まで

六、意見書の提出

配慮書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

⑴　意見書の記載事項

①　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　提出の対象である配慮書の名称

③　配慮書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

⑵　意見書の提出期限

平成二十八年十一月七日（月）消印有効

⑶　意見書の提出先

〒一〇三―六〇一四

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

株式会社ＪＥＲＡ　発電事業開発本部　発電・エネルギーインフラ部　国内事業推進ユニット宛

※　意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

平成二十八年十月七日

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

株式会社ＪＥＲＡ

代表取締役社長　垣見　祐二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年 10 月 7 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①相鉄不動産販売株式会社　②国土交通大臣(3)6809号　③代表取締役　阿部眞一　④神奈川県横浜市西区北幸二丁目９番14号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市旭区中希望が丘93―13　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市西区北幸二丁目９番14号　相鉄不動産販売株式会社　代表取締役　阿部眞一

①株式会社森山工務店　②福岡県知事(2)15681　③代表取締役　森山義雄　④福岡県福岡市南区清水３丁目24番24号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市南区清水３丁目24番24号　株式会社森山工務店　代表取締役　森山義雄

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十八年九月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月七日

東京都文京区湯島一丁目六番八号中央自動車ビル六階　東日本冷凍空調厚生年金基金

代表清算人　佐藤　清章

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十八年九月二十八日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月七日

香川県高松市浜ノ町七三番四号　香川県医師会館三階　香川県医師会厚生年金基金

代表清算人　森下　立昭